

東日本大震災復興緊急保証の延長

東日本大震災による被害を受けた中小企業者を対象とする「東日本大震災復興緊急保証(略称:「震災緊急)」が平成27年3月31日まで延長されました。

東日本大震災によって直接又は間接の被害(風評被害を含む。)を受けた中小企業・小規模事業者を対象とする「東日本大震災復興緊急保証」については、特定被災区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者に係るものの適用期限が平成27年3月31日まで延長されました。

制度の概要

	利用対象者	要件	内容
特定被災区域※1	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 (原発事故に係る警戒区域等※2の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	<罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 【保証限度額】 2億8,000万円 ※災害関係保証、経営安定関連保証と合わせて、無担保1億6,000万円、最大5億6千万円(一般保証と別枠) 【保証割合】100% 【信用保証料率】年0.70% 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
	②震災の影響により業況が悪化している中小企業者	<市町村長の認定> 最近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比較して10%以上減少※3	

※1 特定被災区域(政令指定): 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)

※2 警戒区域等: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

※3 前4年のうち震災の影響を受ける前の直前同期の売上高等と、最近3か月の売上高等を比較